

中国における会社解散法制の運用実態：
会社法および関連する司法解釈の適用を中心に
(田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2014-06-06
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 朱, 曄
	メールアドレス:
URL	所属:
	https://doi.org/10.14945/00007823

■ 論 説 ■

中国における会社解散法制の運用実態

― 会社法および関連する司法解釈の適用を中心に

朱 曄

一、はじめに

10数億の人口を抱えている中国は、一つの魅力ある市場であると同時に、多くの労働力を提供しうる世界の工場でもある。そのため、数多くの日本企業は中国に積極的に投資し、合併企業を設立している。しかし、近時中国における労働者の賃金水準が向上し、また日中関係が芳しくない状態が生じている中、リスクを解消する視点から、一部の日本企業は中国投資から撤退するか否かを躊躇し始めるようになった。

他方、投資者が撤退するときには、持分譲渡、減資、解散・清算、破産清算などの様々な方法が存在する。しかし、現状としては、合併企業の中国側は外資の撤退に賛同せず、地方政府の容認が得られない場合は、解散・清算、破産清算の方法を利用することが考えられる。

もっとも、中国における企業の破産清算については、市場経済による淘汰機能を促進させるために⁽¹⁾、2006年8月「企業破産法」が全国人民代表大会の常務委員会において採択された。本法では再建型手続と清算型手続の両方について規定されており、日本においても大いに注目された⁽²⁾。しかしながら、企業破産法の実際の運用実態を見ると、本法は有効に機能しているとは考えられにくい状況である。例えば、中国において民営企業が最も盛んな地域のひとつとも言える浙江省の運用状況に注目すると、2008年から2011年の間、毎年浙江省の裁判所が受理、審理した倒産案件は、いずれも数百件に止まっている⁽³⁾。また、破産法が十分に活用されていない原因は、複合的ではあるが、主に地方政府、裁判所、債務者、債権者側の事情に深く関わっていると考えられている⁽⁴⁾。こうした現状を受け、投資の撤回については、会社の解散・清算による方法も一つの選択肢として浮上することになるだろう。

前述のように、企業の破産清算時の規定は破産法という単行法により定められているのに対し、会社の解散・清算に関わる法制は、中国の会社法で定められている。しかし、株主による会社解散請求権に関する法規定は一か条しか存在しておらず、極め

て簡素なものとなっているため、その具体的な基準の完備については、最高人民法院の司法解釈により図られている。そして、関連する司法解釈の中身を見ると、会社法における内容との比較においては一定の明確化が図られているとはいえ、制度の運用においてはなお曖昧な部分が残されていると言わざるを得ない。

そこで、本稿は、株主により会社を自主的に解散・清算を行う場合の裁判実務を中心に実態の検証を試みることにしたい。具体的には、二において、会社の解散・清算、とりわけ株主が会社解散訴訟を提起しうる事由に関わる重要な規定について、その法制度の内容を概観してみたい。そして、三においては、近時の会社解散訴訟に関わる幾つかの事例を取り上げて紹介したうえで、会社解散を認める際の重要な事項を抽出してみたい。以上の検討を経て、最後の四では、中国における会社解散制度の運用の特色または特徴を検討してみることとしたい。

二、 中国における会社の解散・清算の中核法規の概観

1、会社法183条

会社設立後、その運営において株主間または経営者間で人為的な対峙状態に陥ると、会社の出資者である株主にとって甚大な損失を被るおそれが生じる。このような事態を解消するために、2005年に改正された中国の会社法では、株主による解散請求制度が新たに設けられた。

改正された会社法の183条は、「会社の経営管理に重大な困難が生じ、会社が存続すれば株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法を通じて解決することができない場合には、会社の全株主の議決権の100分の10以上を保有する株主は、人民法院に対し会社の解散を請求することができる。」と定めている。

183条の解釈を巡って、中国の代表的な学説は次のように解説を行っている⁽⁵⁾。第1に、会社法183条でいう「会社の経営管理に重大な困難」とは、会社の財務的な危機を指しているわけではなく、会社を管理または運営する際の困難を意味している。なぜならば、財務上の難局が生じていれば、会社の再編または破産手続によって解決すべきだからである。第2に、「株主の利益に重大な損失を被らせるおそれ」がある状態が生じた場合、会社の存続は株主にとって当初会社設立時の目的を実現することができなくなるだけでなく、より株主に甚大な経営リスクを負わせることになる。こうした状態を解消するために183条が設けられたと考えられている。第3に、「その他の方法を通じて解決することができない場合」というのは、株主間の協議が調わず、会社法で用意されているその他の方法を用いても解決できないことを指していると指摘している。

また、「会社の経営管理に重大な困難」という要件を巡っては、有力説は、対外的

なものおよび会社内部の問題に細分化している。そして、前者については、対外的な経営活動が順調に行われていないために株主の利益が著しく害されていることを指しているのに対し、後者については主に会社内部における運営時の問題、すなわち、経営膠着状態に陥ったことを意味していると理解されている⁽⁶⁾。

2、関連する重要な司法解釈

2005年に改正された会社法は、株主による解散請求制度については183条を設けているが、その内容は極めて簡素なものとなっており、条文を適用する際の具体的な基準が欠如している。そのため、2007年5月に、最高人民法院は、「關於『中華人民共和国公司法（会社法）』若干問題的規定（2）」（以下、「会社法司法解釈（2）」という）という司法解釈⁽⁷⁾を公布し、会社解散訴訟に関する提起事由および清算時の諸事項などを中心に、その基準を条文化した。

その詳細を見ると、株主による会社解散訴訟の提訴事由については、第1条1項は、「単独又は合計で会社の全株主の議決権の100分の10以上を保有する株主は、次に掲げる事由のいずれかにより会社の解散訴訟を提起し、且つ会社法第183条の規定に符合するときは、人民法院が訴訟を受理しなければならない。①会社が2年以上連続して株主会又は株主大会を開催することができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、②株主の賛成票が法定又は会社定款に定める比率に達しないため、2年以上連続して有効な株主会又は株主大会の決議をすることができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、③会社の各取締役の意見が長期に渡って一致せず、且つ株主会又は株主大会もこれを解決することができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、④会社の経営管理において、その他の重大な困難が生じ、会社を引続き存続させることは株主の利益に重大な損失を被らせる場合。」と定めている。

また、会社解散訴訟が受理されないケースについては、「会社法司法解釈（2）」1条2項は、次の3つの提訴理由を掲げている。すなわち、①「株主の情報を知る権利、利益配当請求権など権利・利益が害されたこと」、②「会社に欠損があり、その財産を用いても債務を完済することができないこと」、および③「会社の営業許可証が取り消された後、その清算が行われていないこと」に基づき、会社解散の訴訟が提起されたときは、人民法院はそれを受理しないとされている。

最高人民法院による「会社法司法解釈（2）」1条の説明では、本条を制定する際に、以下のような問題を念頭に置き、その解決方法を模索していた。

第1に、全株主の議決権の100分の10以上を保有する株主の計算方法については、会社法183条は規定していない。そこで、複数の株主により会社解散の訴訟を提起し、その合計は全株主議決権の10%を超えてはいるが、そのいずれかが10%に満たしていない場合、訴訟が受理されるか否かが問題となる。10%要件の趣旨としては、少数の

株主によってむやみに提訴がなされること⁽⁸⁾により会社の正常な経営に悪影響を及ぼすことを危惧しているため、会社法183条において10%という要件が設けられた。しかし、解散訴訟を提起する複数の株主の全体が10%を超過した場合、これらの株主と他の株主との間に均衡を図る必要性が生じるため、「会社法司法解釈（2）」1条では、「合計」という基準が新たに設けられた⁽⁹⁾。

第2に、「会社の経営管理に重大な困難」を巡る問題状況を見ると、経営膠着状態は、往々にして株主会または取締役会における対立に起因すると指摘されている⁽¹⁰⁾。こうした紛争状況を受け、最高人民法院は、「会社法司法解釈（2）」1条1項の①、②では、株主会の問題について、同条1項の③では取締役会における問題について、両者を区別して規定することとした⁽¹¹⁾。

第3に、会社法183条の立法趣旨からして、株主の利益を保護することは、本条の目的である。したがって、「会社法司法解釈（2）」1条1項の①—③以外に、その他の起訴事由を設ける必要があるかどうか、本司法解釈制定時の検討の対象となった。実際、会社の不当な経営が行われているとき、会社の財産が濫用されるとき、または会社が経営の基盤を失ったときは、株主の利益を考慮する必要性が生じるため、1条1項の④が設けられた。そして、最高人民法院は、この弾力的な規定を通じて、条文に解釈の余地を持たせながら株主の利益を図ろうとしている⁽¹²⁾。

上記では、株主による会社解散請求権を巡る重要な法規の鳥瞰を試みることにしたが、総じて言えば、「会社の経営管理に重大な困難」について、最高人民法院は司法解釈を制定し、その基準を明確化しようとしたが、その「困難」とは具体的にどのような状況を意味するのかについては不透明さが依然として残されている。また、1条1項の④という規定の射程は極めて曖昧であり、具体的な事案を通じて検証する必要がある。

以上のような立法状況を踏まえて、次に株主による会社解散請求権を巡る事案を検討し、解散が認められることに至る重要な要素を抽出してみたい。

三、 株主による会社解散請求権を巡る事案の紹介

1、 会社の解散が認められた事案

(1) 事案1⁽¹³⁾

1) 事実概要

2007年12月、資本金5万元を有するY社（被告、控訴人）が成立した。A（一審の第三者、二審の控訴人）、B（一審の第三者、二審の控訴人）およびCはその出資者となっている。2008年10月、Y社の株主会が開かれ、会社の資本金を55万元まで増加させること、および株主がX（原告、被控訴人）、A、Bに変更することが議決され

た。XおよびBは主な資金を提供した。増資後、X、B、Aはそれぞれ45.5%、45.5%、9%の株を所有するようになった。また、会社の定款では、会社の資本金の増加または減少、会社の合併、および解散などの重要な事項については、議決権の3分の2以上を保有する株主の同意が必要と定められている。

2010年6月、Xの父は、会社の経営などに不満を抱き、Yに対して、Xの出資分を他人に譲渡してもらい、Yへの投資を回収したい旨を伝えた。(Xの父がYに対して主張したのは、XからのYへの投資は、実質上Xの父によって出資したためと思われる)。しかし、持分譲渡の要求を実現させることができなかったため、Xは会社Yの解散を求めて提訴した。

原告の主張に対し、Yは、会社の経営は順調で、有効な決議が行われているのみならず、利益をも創出しているため、その解散は認めるべきではないと反論した。

2) 判決の概要

① 一番は、出資者間の対立の状況を踏まえながら次のように判決を下した。

確かにY社の経営において利益を確保してはいるが、しかしながら出資者間の意見が激しく対立しており、会社の重要事項について決議に至ることができない状況である。したがって、会社内部の状況はすでに膠着状態に陥っていると言わざるを得ない。一番は、このように判断をした上、会社の解散を認めた。

一番判決に対し、YおよびY社の出資者であるAとBは、Yの経営状況からすると特に問題が生じておらず、利益をも確保しているし、また、「会社法司法解釈(2)」1条1項の規定によれば、会社が2年以上連続して株主会が開催されないことが重要な要件となっており、Yの株主会開催の状況を見ると、この要件を満たしていない。以上のようなことを主な理由として、上诉人らは会社の存続を求めた。

② 二審は、次のように述べ、上訴を棄却した。

第1に、Xは、Y社の45.5%の株を所有しており、会社法183条および「会社法司法解釈(2)」1条1項の規定に従えば、会社解散の請求権を有している。

第2に、Y社の株主AおよびBは、以前Xを訴えたことがあるなどの経緯を踏まえると、XとA、B間の関係が著しく悪化し、三者が共同して会社を経営することの可能性が存在していないと言わざるを得ない。また、Y社の定款によれば、会社の重要事項の決定について3分の2の議決権が必要とされており、XはY社の45.5%の株を有しているため、重要な経営判断を行うことが不可能である。したがって、こうした状況は「会社の経営管理に重大な困難」に当たると言えよう。さらに、Y社は利益をあげているが、会社が実質上AおよびBの支配下にあり、Xには、会社の経営状況などが知らされておらず、A、B二人がその利益を独占している。こうした状況を見ると、Y社を存続させることはXの利益に重大な損失を被らせることになる。

第3に、確かに「会社法司法解釈(2)」5条1項は、「人民法院が会社解散の案件を審理する際に、調停を重視する必要がある。」と定めている。しかし、この条文は、調停前置主義を意味しているわけではない。また、本件においては、複数回に渡って当事者間の和解を試み、法院によりXの持分のA、Bへの譲渡などの提案が行われていたが、紛争が円滑に解決されなかった。したがって、本件においては、調停の模索が十分に行われたと言える。

以上のようなことを理由に、二審は、上訴を棄却し、一審判決を維持した。

3) 分析

本件では、Y社に三人の出資者が存在しており、Xはその45.5%の株を有しているにもかかわらず、数年に渡って、XにはY社の業務に関する情報が知らされておらず、A、B二人がY社の利益を独占している。こうした状況を踏まえると、Y社の業務が一応困難なく行われているが、その業務の執行がAおよびBによって利己的に行われているため、Xが長期間に渡って不利益を被っている。

また、A、BがXを訴えたことがあることを勘案すると、XとA、B間対立が非常に深刻であり、出資者間の信頼関係が完全に破壊されたと見ることができる。こうした状況は、いわゆる経営膠着状態に該当すると理解することができよう。

さらに、本件においては、Xの持分払戻しなどの方法が提案され、相当な努力によって当事者間の和解が模索されていたが、紛争解決には至らなかった。本件での試みに着目すると、実際の紛争処理において、持分の譲渡は難局を打開するための重要な手段として考えられよう。

なお、本件については、以下の2点が注目に値すると思われる。第1に、本件において、Y社の定款によれば、会社の解散について3分の2以上の議決権が必要とされているのに対し、Xの所有する持分は45.5%に止まっている。そして、一審、二審とも、定款の定めより、本件における紛争の具体的な状況に着目し、Y社の解散を認めた。第2に、二審は、「会社法司法解釈(2)」5条1項で定めている「調停を重視する」点について、調停前置主義を採用しているわけではないことを明言している。

概して言えば、本事案から明らかになったように、株主による会社解散請求を認めるか否かを衡量する際に、①出資者間における信頼関係の破壊の度合、②解散を求める出資者にとって、会社の業務執行、利益分配がどの程度不公正に行われてきたかが、重要な判断要素となろう。

(2) 事案2⁽¹⁴⁾

1) 事実概要

1998年5月、江蘇省銅山県政府により、「銅山県飼料場」(以下、Aという)という

企業の改組に関する公文書が出され⁽¹⁵⁾、Aの株式化が進められた⁽¹⁶⁾。この公文書に従い、Aの改組にあたって、1株につき1万円の100株が発行され、そのすべてが従業員株となっていた。そして、1998年10月、Aの改組によってY社（一審被告、二審控訴人）が設立され、登記が行われた。また、Aの組合X（一審原告、二審被控訴人）は65万元を出資し、B、Cはそれぞれ3万元、D、E、Fは各自2万元を出資した。その結果、Y社の資本金の総額は77万元となっており、Xは、84.4%、B、Cは3.9%、D、E、Fは2.6%のY社株を所有するようになった。

2007年11月、Y社の株主大会が行われ、その決議によって、B、C、D、Eは、自分の持分をすべてGに譲渡し、Xは、Y社の48.05%の株をGに譲渡した。また、GはY社の約61%の株を所有し、その執行取締役となった。

2008年12月、Y社の株主大会が再度行われ、Gは自己の所有する全株をHに譲渡した。Hは、Y社の執行取締役および「法定代表人」となった。

Y社が成立後、生産経営活動が停滞し、株主大会は開催されていたが、その中で生産経営活動に関する決議が全く行われていなかった。こうした状況を踏まえて、2012年7月、Xは株主大会を招集し、Y社の解散・清算について議論を行ったが、解散の議決に至ることができなかった。2012年8月、Xの20数名の構成員は大会を開き、Y社の解散を目的とする訴訟を提起することを決定した。

2) 判決の概要

①一審では、徐州市鼓楼区人民法院は以下のように認定して、請求を棄却した。

第1に、XはY社株の36.4%を所有しており、会社法183条および「会社法司法解釈(2)」1条の定めている10%を超えたため、Y社の解散訴訟を提起することができると判断した。また、Xは、元々Aの組合であり、訴状に捺印した組合の印鑑は提訴のために新しく作成したものではあるが、A組合という社団法人の実体が依然として存在しているために、A組合を名義にY社の解散訴訟を提起することができる。

第2に、Y社は、改組されてから14年ほど経過していたが、その間、株主大会において経営に関する決議が全く行われておらず、Y社は実質上生産停止の状況に陥っていた。また、14年に渡ってY社が生産停止の状態にあったため、営利することができず、長期間株主の利益に重大な損失を被らせていたと言えよう。さらに、2012年7月の株主大会において、一致する意見に至ることができず、且つ本件審理期間中調停が行われていたが、紛争解決には結びつかなかった。こうした状況を踏まえると、Y社は経営膠着状態にあり、そのまま存続させれば、引き続き株主の利益に損失を被らせることになる。

以上のような理解のもとで、一審は、Y社の解散を認めるとする判決を下した。

一審判決に対し、Yは以下のような理由により上訴した。第1に、Xの構成員らが

資金を出す際に発行した領収書では、Y社の株を購入することが記載されておらず、そして、領収書の捺印はAの財務の印鑑となっている。また、一審提訴時に利用されている印鑑は、提訴のために新しく作成されていたA組合と表記されたものである。したがって、XはY社解散訴訟を提起する資格がない。第2に、HはY社の60%ほどの株を所有する重要な株主であるため、本来ならば訴訟に参加すべきであった。しかし、Y社解散の訴訟が提起される際に、Hには知らされていなかった。第3に、HはY社の経営改善に様々な工夫を行っており、Y社が存続しても株主の利益に損失を被らせるものでない。

② 二審では、次のように判断され、上訴が棄却された。

第1に、Y社の工商登記証書では、Xがその株主として記載されており、且つ、XはY社の10%以上の株を有している。また、Xの28名の構成員に意見聴取を行ったところ、全員がY社の解散に賛同している。したがって、XによりY社解散訴訟を提起することが可能である。

第2に、「会社法司法解釈(2)」4条によれば、会社解散に関する訴訟の被告は会社となっているため、Y社は被告として適格である。確かに、Y社の存続にHの利益が深く関わっており、そのため、訴訟の第三者として参加することができる。また、Xは提訴する際にその旨をHに通知すべきである。しかし、本件の事実を踏まえると、2012年7月に開催されたY社の株主大会には、Hも出席しており、大会ではY社の解散について議論されていた。そして、2012年8月、Xの構成員による会議が開かれ、Y社を解散する訴訟を提起することが決められた。その際、Hも同席していた。さらに、一審審理中、HがY社の法定代表人として訴訟に参加していた。以上のようなことを勘案すると、事実上X、H間の対抗関係がすでに形成されており、Xは通知の義務を履行し、Hを訴訟の第三者として追加させる必要性がない。

第3に、本件では、Y社が成立した後、正常な経営活動が行われておらず、14年間に渡って営業停止の状態にあった。また、その間、会社の経営を支配する株主は、経営上の努力を怠っており、Y社の復活を実現するための経営判断に関わる株主大会は、一度も開催されなかった。そのため、Y社は長年の間生産が停止し、これによりY社の従業員株主に損失を被らせ、株主間の対立が深刻なものとなっている。さらに、こうした状況により、政府部門に従業員からの苦情やY社を巡る不満が殺到し、長期に渡ってそれに関連する申し立てが頻繁に生じていた。なお、本件は、一審で調停を試みたところ、その打開策を見出すことができず、Y社は事実上経営膠着状態に陥っており、その正常な経営に戻ることは不可能であると言わざるを得ない。仮にY社を存続させれば、引き続き株主の利益に損失をもたらすことになる。

以上のようなこと理由に、二審は、上訴を棄却し、一審判決を維持した。

3) 分析

本件は、中国における独自の事情と深く関連している。すなわち、国有企業の活性化を図るために、政府によって企業の改組が進められ、その中で、企業の株式化が模索されていた。そして、従業員が所属する企業の株を所有することによって、従業員の労働意欲の向上、また企業経営に関心を持つことが大いに期待されていた⁽¹⁷⁾。本件の紛争はこうした背景のもとで生じたものである。

そして、本件において、小型国有企業が改組され、従業員株が発行された。その中、旧国有企業の組合の諸組合員は共同出資して、改組によって設立されたY社の株を購入した。しかし、Y社誕生後の約14年間、株主会は開催されていたが、Y社の経営に関する議決が一切行われておらず、Y社は実質上生産停止の状況に陥った。そこで、出資した組合員は自己の資金を回収するために、Y社の解散を求めて訴訟を提起した。裁判の結果を見ると、約14年間に渡って経営活動が停止していたという状況が重要視され、Y社が正常な経営に復帰する見込みが全くないと判断され、Y社の解散が認められた。

本事案について、以下の2点に注目する必要があると思われる。第1に、本事案におけるY社が長い年月、生産停止の状況下にあった。つまり、Y社は恒常的に経営停滞状態にあったため、その存続は少数派株主に不利益を被らせるだけであると判断されたことである。第2に、二審判決でいう、「政府部門に従業員からの苦情やY社を巡る不満が殺到し、長期に渡ってそれに関連する申し立てが頻繁に生じていた」点である。具体的に言えば、中国では、国有企業の改組に伴って、失業者の増加や賃金の減少などの問題が生じたため、人々の社会への不満が徐々に蓄積されるようになった。そして、政府にとって社会全体の安定維持は喫緊の課題となっている⁽¹⁸⁾。こうした事情の中で、Y社の解散を認めることは不満を和らげることに有利のため、解散の判断を促進させたと言えることができる。

以上をまとめると、本事案から明らかになったように、株主による会社の解散訴訟を巡り、会社の経営状態は解散の可否判定時の重要な要素となる。また、中国の独特な判断基準、すなわち従業員の不満解消および社会の安定維持も、会社の解散を判断する際に重要な比重を占めていると言えよう。

2、 会社の解散が認められなかった事案—事案3⁽¹⁹⁾

(1) 事実概要

X社（一审原告、二審控訴人）は上海にあるポンプを中心に製造する会社である。2002年6月、X社は、自社の製品を北京で販売するために、A（訴訟第三者）と共同出資してY社（一审被告、二審被控訴人）を設立した。その出資額については、それ

ぞれ25万元となっており、AはY社の執行取締役となった。また、Y社を設立する際に、X社とAとの間で、Y社がX社の製品を北京で独占的に販売すること、およびY社が製品販売後のサービスを提供することを約束した。

Y社成立後、X社の製品販売そのものについては順調であった。しかしながら、Y社はX社の製品仕入後の代金支払いについては遅滞し、また、Y社はX社に対しY社の会計報告書の提出をも怠った。そこで、X社は、連続して株主の会計帳簿閲覧請求権を行使し提訴した⁽²⁰⁾。帳簿閲覧請求権を巡る訴訟ではX社が勝訴した⁽²¹⁾が、X社とAとの対立状態が解消されず、紛争解決には至らなかった。また、X社とAとの間で対立が生じたため、2007年8月、X社は北京で支社を設立し、自社製品の販売を行っている。

こうした状況の下、2011年、X社は以下のような理由に基づいて、北京市西城区人民法院に対し提訴し、上記のような対立状態を解消しようとした。まず、X社とAは各自50%のY社株を有しているという異例の状況が生じている。次に、Y社は約5年の間に有効な株主大会の決議が行われていなかったため、経営膠着状態に陥っていることである。

原告の主張に対し、Yは、Y社が成立して9年も経っており、そのブランド力が形成され、経営状態も良好であること、およびX社の北京支社とY社は競業関係にあるため、X社の解散請求には不当な目的が存在していることを理由に反論している。

（2）判決の概要

①一審では、以下のように認定して、判決を下した。

会社法183条および「会社法司法解釈（2）」1条は、株主の会社解散請求権について規定している。その会社解散に関する実質的な要件は会社が経営膠着状態に陥ることであると言えよう。そして、その経営膠着状態とは、会社の経営管理が重大な困難が生じてしまい、その他の方法によっても解消されない状況を意味している。すなわち、会社の経営が停滞し、これによって株主の投資は重大なリスクにさらされ、株主の利益に重大な損失を被らせることである。本件では、確かにX社とAがそれぞれ50%のY社株を有しているため、有効な株主大会の決議に至らなかった。しかしながら、こうした事情によって、Y社内部の経営管理に問題を生じさせ、正常な経営活動を阻害させたわけではない。また、Y社の経営状況を見ると、Y社は、正常に取引を行っており、従業員らの賃金および従業員らの社会保険に関する諸費用を支払っている。したがって、Y社の経営には特に問題が生じていないと考えられる。なお、仮にX社は、Aの経営活動によって、Xの利益が侵害されたことを証明することができれば、会社法における株主の利益を保護する規定に従い、別件で提訴することも可能である。

以上のような理解のもとで、一審は会社法183条および「会社法司法解釈（2）」1

条の規定に従い、Xによる解散請求は認められないという判決を下した。

一審判決に対し、Xは、X、Y間において数回の訴訟が起こっており、また、Y社が長い年月に有効な決議に至らなかったことは、Y社が実質上経営膠着状態に陥っていることを意味しているとして上訴した。

② 二審では、次のように判断され、上訴が棄却された。

確かに、経営膠着状態に陥っている会社について、そのもっとも有効な解決手段は会社の解散である。しかしながら、経営状態の良好の会社に対して、会社内部の決定機構が一時的に機能しなかったため、その会社の解散を認めることは、明らかにコストが高すぎて、資源の無駄であると言わざるを得ない。本件については、Y社は一定の期間において株主会の決議に至らなかったが、これによってY社の経営活動に特に実質的な影響を及ぼさなかった。また、Y社の経営状態も良好である。こうした状況を踏まえると、XによるY社の解散請求の理由は不十分である。

以上のようなことを理由に、二審は、上訴を棄却し、一審判決を維持した。

(3) 分析

本事案における事実を踏まえると、投資者間の信頼関係は完全に崩壊していると言えよう。すなわち、Y社の株主X社は、他方の株主Aに対して、甚だしい不信感を抱いているため、会計帳簿閲覧請求権を巡る訴訟を繰り返し提起している。また、X社は自社製品を販売するために、Y社の所在地において支社を新設した。こうした事情を勘案すると、両者の信頼関係を回復させる可能性はほとんど残っていないと考えられる。そして、X社とAとの関係が悪化したため、Y社の経営活動に関わる決議が行われていなかった。以上のような状況を踏まえると、Y社は実質上経営膠着状態に陥っていると言えなくはない。そのため、会社法183条および「会社法司法解釈 (2)」1条の規定を適用し、Y社の解散を認める可能性が全くないわけではない。

しかしながら、本事案の一審、二審は、Y社が正常な経営活動を行っていることを理由に、その解散を認めなかった。

確かに、本事案において、Y社の取引の状況、および従業員らに対する賃金の支払いの状況を踏まえると、Y社の経営状態には特段の問題が生じていないと考えられる。しかし、会社法183条および「会社法司法解釈 (2)」1条は、「会社の経営管理に重大な困難」を解散事由として定めており、したがって、本事案におけるXの利益を図り、Y社を解散しようとするならば、その法的根拠がないわけではない。ところが、本事案のY社は経営膠着状態に陥り、その打開策がほぼ考えられないにもかかわらず、Y社の解散を認めない理由はどこに求められるか。

それは、本事案における特殊な事情が存在するからであると思われる。すなわち、Y社設立時、Xは競業避止義務を負うことになっている。にもかかわらず、XとAと

の対立が深刻化していく中、Xは、Y社と競業関係にあるXの支社を設立した。こうした状況の中、仮にY社が解散されれば、清算の過程でAの経営努力によって獲得した顧客の情報を、Xは把握し、これをXの支社に提供することによって、支社の顧客が増えると予想される。このような特殊な事情は、Y社の解散を認めなかった重要な原因と考えられる。

しかし、Y社を存続させたことにより、X、A間の対立不和を継続させたこと⁽²²⁾を勘案すると、Y社の解散を認めなかったことが最良の紛争解決方法として認めるには首肯しがたい。

四、 中国における会社解散制度の運用の特色

1、条文の内容の再整理

二で紹介したように、中国における会社解散法制は主に会社法183条および「会社法司法解释(2)」1条によって構成され、裁判実務における制度適用の特徴を抽出するために、以下では、関連する条文内容の構造を再度明確化してみたい。

会社法183条は、「会社の経営管理に重大な困難が生じ、会社が存続すれば株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法を通じて解決することができない場合」と規定し、会社の解散事由に関する原則を定めている。

これに対し、「会社法司法解释(2)」1条1項は、その原則を明確化するために、以下の4つの基準、すなわち、「①会社が2年以上連続して株主会又は株主大会を開催することができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、②株主の賛成票が法定又は会社定款に定める比率に達しないため、2年以上連続して有効な株主会又は株主大会の決議をすることができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、③会社の各取締役の意見が長期に渡って一致せず、且つ株主会又は株主大会もこれを解決することができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合、④会社の経営管理において、その他の重大な困難が生じ、会社を引続き存続させることは株主の利益に重大な損失を被らせる場合。」を設けている。

以上のような規定の内容を見ると、中国における会社解散法制の構造について、次のように理解することができると思われる。

第1に、会社の解散事由の基本原則としては、会社の経営管理に重大な困難が生じたことにより、会社が存続すれば株主の利益に重大な損失を被らせまたはその恐れのあるとき、その他の方法を通じて解決することができない場合となっている。

第2に、会社の経営管理に重大な困難は、株主会の対立不和と取締役会の対立不和と2分され、株主間の対立不和については、「会社法司法解释(2)」1条1項の①、②によってその認定基準が明確化された。これに対し、取締役会の対立不和の判断基

準については、「会社法司法解釈 (2)」1条1項の③によって明らかにしようとしている。そして、「会社法司法解釈 (2)」1条1項④は、会社の経営管理に重大な困難についての拡大解釈の余地を設けるための規定となっており、基準の明確化に資するものではないと見ることができよう。したがって、「会社法司法解釈 (2)」1条1項の①、②、③は、会社の経営管理に重大な困難という要件に包摂されていると言えよう。

第3に、以上で明らかになったように、中国における会社解散事由を巡る要件は、会社の経営管理に重大な困難、会社の存続は株主の利益に重大な損失を被らせまたはその恐れのあること、およびその他の方法を通じて解決することができないこととなっていると考えられよう。

したがって、三で紹介した事案を踏まえて、Ⅰ「会社法司法解釈 (2)」1条1項の①、②、③が定めている以外の会社の経営管理に重大な困難、Ⅱ株主の利益に重大な損失を被らせること、Ⅲその他の方法の意味を明らかにすることができるか否かがポイントとなろう。

2、事案から見た制度適用の実態および特徴

(1) 会社の解散が認められた事案における条文の適用

第1に、「会社法司法解釈 (2)」1条1項の①、②、③が定めている以外の会社の経営管理に重大な困難については、二つの事案では次のように理解されている。事案1では、訴訟などで株主間の関係が悪化してきたことおよび原告が45.5%の株を有しているため、重要な経営判断を行うことが不可能であることが、経営管理に重大な困難として考えられている。そして、事案2では、会社の成立後、正常な経営活動が行われておらず、14年間に渡って営業停止の状態にあったこと、および会社の経営を支配する株主は、長期間経営上の努力を怠ったことが経営管理に重大な困難として認定されていた。

第2に、株主の利益に重大な損失を被らせることについては、事案1では、原告に会社の経営状況などが知らされておらず、原告と対立している出資者がその利益を独占していたため、株主の利益に重大な損失を被らせたと判断された。また、事案2では、長い年月、会社の正常な経営活動が一切行われておらず、利益も上げられなかったことが判断のポイントとなっていると思われる。

第3に、その他の方法の意味については、二つの事案において次のように理解されている。まず、事案1では、複数回に渡って持分払戻などの方法によって当事者間の和解を試みたことがその他の方法として考えられていた。そして、事案2では、会社の経営を支配する株主は、長期間経営上の努力を怠っていたこと、および会社の復活を実現するための経営判断に関わる株主大会は、一度も開催されなかったことを踏ま

えて、難局の打開策を見出すことができず、すなわちその他の方法が考えられないと理解されていたであろう。

(2) 会社の解散を巡る判断に関するその他の事情

事案2の判決では、会社の解散事由について、「政府部門に従業員からの苦情やY社を巡る不満が殺到し、長期に渡ってそれに関連する申し立てが頻繁に生じていた」ことに触れている。これは改革開放後の中国における独特な事情と言えよう。この点について敷衍すれば、企業の解散事由を認定する際に、社会安定の向上に資するかどうかについて考慮する可能性が大きいと考えられる。

また、事案3の紛争状況を踏まえると、被告は経営膠着状態に陥り、その打開策がほぼ考えられない。それにもかかわらず、被告の解散が認められなかった。前述のように、事案3では、競業禁止義務という独特の事情が存在しており、会社の解散によって原告と対立する株主の利益が害される恐れがある。そして、この事案の解決方法を勘案すると、裁判実務では、会社の解散を巡る紛争を解決する際に、解散を求める出資者とこれに反対する出資者の双方の利益が総合的に衡量されていると考えられる。

五、むすびに代えて

会社設立後、その運営において株主間または経営者間で対立不和の状態に陥ると、株主に甚大な損失を被りうる。こうした事態を解消するために、2005年に改正された中国の会社法の183条は、株主による解散請求制度を新たに設けた。しかし、183条は簡素のため、2007年5月、最高人民法院は「会社法司法解释(2)」という司法解释を公布し、その1条は解散事由の明確化を図る規定となっている。

本稿は、会社解散をめぐる法制的概要を説明したうえで、具体的な事案検討を通じて制度運用の実態およびその特徴を明らかにすることを試みた。

概して言えば、中国における会社解散事由を巡る要件としては、会社の経営管理に重大な困難、会社の存続は株主の利益に重大な損失を被らせまたはその恐れのあること、およびその他の方法を通じて解決することができないことが挙げられている。判決の中身を見ると、概ねこうした要件に即して紛争解決が図られている。

また、各要件の具体的な認定については、次の通りである。第一に、会社の経営管理に重大な困難を巡る判断では、次のようなことが参考にされている。まず、会社の株主の間、会社の解散を求める訴訟以外にその他の訴訟が存在するかどうかを踏まえて、その信頼関係の崩壊程度について判断される。次に、各株主の株の所有率を勘案して、今後重要な経営判断が行われる可能性の有無が考慮されている。さらに、会社の経営停滞期間の長さや支配株主による経営努力の有無も解散認定時の重要事項となっ

ている。第二に、株主の利益に重大な損失を被らせるという要件については、往々にして会社における利益の創出状況および利益の原告株主に対する分配状況が考慮されている。第三に、その他の方法による打開策の模索については、原告株主への持分払戻は重要な紛争解決方策として考えられており、また、裁判官による調停の試みも株主間における対立不和の解消方法として利用されている。そして、紛争解決する際に、解散を求める出資者とこれに反対する出資者の双方の利益が総合的に衡量されていると思われる。

もっとも、中国における紛争解決に当たって、いわゆる社会安定の向上に資するかどうかという要素も考えられている。社会が激動する中国において、社会の不安定をもたらすことが警戒されているため、会社の解散により社会の不安要素が増加するのであれば、その解散に慎重にならざるを得ないであろう。

以上では、中国における会社の解散請求を巡る訴訟の実態について検討してきた。総じて言えば、会社解散を巡る紛争処理では、会社法制の中身そのもの以外に解散をもたらす社会影響などの諸事情が総合的に考慮される傾向にあると思われる。したがって、会社の解散によって投資を回収することを検討する際には、その特徴を包括的に念頭に置いておく必要がある。

注

- (1) 安建主編、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会編『中華人民共和國企業破産法釈義』(法律出版社、2006年) 10頁を参照。
- (2) 福岡真之介・金春『中国倒産法の概要と実務』(商事法務、2011年) 5-6頁は、中国倒産法の主な特徴について、日本法と比較したうえで抽出している。
- (3) 翁曉斌、(朱曄・訳)「中国民間企業における倒産及び再建・再編の現状—浙江省の司法実務を踏まえた検証」静岡法務雑誌、第5号、(2013年) 21頁を参照。
- (4) 翁・前掲注(3) 17-19頁を参照。
- (5) 王保樹、崔勤之『中国公司法原理(最新修訂第三版)』(社会科学文献出版社、2006年) 300頁を参照。
- (6) 趙旭東主編『新旧公司法比較分析』(人民法院出版社、2005年) 383頁を参照。
- (7) 中国における司法解釈は、紛争処理に対し事実上法律と同様な効果を持っており、裁判実務において極めて重要な役割を果たしている。例えば、規定の編集書『中華人民共和國民事法典(応用版)』(法律出版社、2011年)は、700頁以上の分量があり、法律以外に多くの最高人民法院の司法解釈をも取り込んでいる。
- (8) 通常、旧中国では、和を以て貴しと為す(以和為貴)を美德とされる伝統があるため、人々は紛争または正面上の対立を好まない印象が強いと言えよう。したがって、中国における近時の紛争急増は社会状況の急変に起因するものであると考えられがちであろう。しかし、中国の法伝統及び法制史を踏まえれば、古くから紛争の多発が一貫していると見ることもできる。なお、拙稿「中国における懲罰的損害賠償制度の概観—光と影が交錯する社会での

- 運用」、民事研修、677号（2013年）9頁は、紛争多発の原因を巡る諸見解をまとめている。
- (9) 奚曉明主編、最高人民法院民事審判第2庭編著「最高人民法院關於公司法司法解釋（1）、（2）理解与適用」（人民法院出版社、2008年）96頁を参照。
 - (10) 劉敏「關於股東請求解散公司之訴若干問題的思考」、法律適用、第247期（2006年）62頁を参照。
 - (11) 奚曉明主編・前掲注（9）98頁を参照。
 - (12) 奚曉明主編・前掲注（9）101頁を参照。
 - (13) 甘肅省高級人民法院（2013）甘民二終字第04号民事判決書を参照。
 - (14) 江蘇省徐州市中級人民法院（2013）徐商終字第0155号民事判決書を参照。
 - (15) 中国において、改革開放政策に転換した後、従来の国有企業を巡る改革が行われるようになった。1980年後半から、企業の経営方法について請負経営責任制が導入され、それ以外に、中小の企業においては、企業のリース経営制、企業財産権の譲渡など、新しい方法も実験的に行われていた。なお、中国の国有企業の改組の経緯については、小口彦太、田中信行『現代中国法（第2版）』（成文堂、2012年）383-385頁を参照されたい。
 - (16) 中国の国有企業の改組が行われている中、企業の株式化が進められているが、国有資産が株式市場を通じて流出することを防ぐために、従業員にいわゆる非流通株が譲渡されていた。本事案における組合員の株の所持はこうした背景の中から生じたと思われる。なお、国有企業が株式化される際の特徴については、田中信行編『最新中国ビジネス法の理論と実務』（弘文堂、2011年）15-24頁を参照されたい。
 - (17) 朱鎔基講話実録編集組編『朱鎔基講話実録（第2巻）』（人民出版社、2011年）242-247頁では、小型国有企業改革に関する当時の政策方針および問題点が明らかにされている。
 - (18) 中国における近時の立法、例えば、「侵權責任法」においても、社会安定の維持がその重要な立法目的とされている。詳細は、拙稿「中国の侵權責任法（不法行為法）の概要と比較法的特徴」法政研究、15巻1号（2010年）1頁以下を参照。
 - (19) 北京市第一中級人民法院（2012）一中終字第3133号民事判決書を参照。
 - (20) 北京市第一中級人民法院（2008）一中終字第5114号民事判決書を参照。
 - (21) 北京市第一中級人民法院（2009）一中終字第10713号民事判決書を参照。
 - (22) 本件の判決後、XはY社の提供していた会計報告書に真実性、客観性を欠くため、新たに会計報告書の提出を求めるために、再度提訴した。北京市第一中級人民法院（2012）一中民終字第10267号民事判決書を参照。